

## 記載例

## 是正（改善）報告書

令和 年 月 日

甲府 労働基準監督署長 殿

事業場の名称

事業の所在地

代表者職氏名

令和 年 月 日、 監督官から是正勧告書及び使用停止等命令書により是正を指示された事項並びに指導票による改善指導事項については、下記のとおり是正（改善）したので報告します。

なお、法条項欄に□印を付された事項については、点検整備体制の確立を指摘された機械設備等を、本報告書裏面に記載しました。

| 法条文又は指導事項番号            | 是正（改善）年 月 日 | 是正（改善）状況   |
|------------------------|-------------|--|
| 労基法第32条第1項・第2項         | 令和〇年〇月〇日    | 時間外・休日労働協定の特別延長時間を超える労働の再発防止のため、別添1の措置を講じた。この結果、長時間労働者の時間外・休日労働時間数は、別添2のとおりとなった。   |
| 労基法第37条第1項             | 令和〇年〇月〇日    | 割増賃金の計算は、法定のとおりとした。<br>不足していた割増賃金は、令和〇年〇月〇日に遡って再計算し、令和〇年〇月〇日に支払った。<br>割増賃金に不足が生じていた労働者の氏名、各月の不足割増賃金額、不足割増賃金の総額のほか、支払の疎明資料は別添3のとおり。<br><b>金銭の支払に関する報告については、支払状況が分かる金融機関への振込依頼書、領収書等の写しを必ず添付してください。</b>            |
| 安衛法第20条第1号（安衛則107条第1項） | 令和〇年〇月〇日    | 〇〇機械の掃除を行う際には、同機械の運転を停止した上で行うこととした。また、同機械の運転操作方法について、別添4のとおり、作業手順書を作成して、関係労働者に対して、周知・教育を実施した。周知・教育に関する記録は別添5のとおり。  |
| 安衛法第20条第1号（安衛則101条第1項） | 令和〇年〇月〇日    | □□機械のベルト部分について、巻き込まれによる労働災害を防止するため、別添6の写真のとおり囲いを設けた。<br>なお、同機械の点検整備のため、裏面記載のとおり、体制を整えた。  |
| 安衛法第100条第1項（安衛則第52条）   | 令和〇年〇月〇日    | 定期健康診断結果報告書は、令和〇年〇月〇日に提出した。  |
| 最賃法第4条第1項              | 令和〇年〇月〇日    | 労働者△△△△の時給額を〇〇〇円とした。<br>令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの期間における、約定賃金額と山梨県最低賃金額の差額（不足）は、別添7の計算のとおりであり、不足分は、令和〇年〇月〇日に支払った。また、支払の疎明資料は別添8「添付した振込依頼書（写）」のとおり。<br><b>金銭の支払に関する報告については、支払状況が分かる金融機関への振込依頼書、領収書等の写しを必ず添付してください。</b> |

# 点検整備体制改善状況報告

是正勧告書等において□で囲まれた法条項については、下記のとおり点検整備体制を整え、今後同種違反を繰り返さないよう措置しました。

| 点検整備体制の確立を指摘された機械設備等 | 点検実施者<br>職氏名 | 点検時期<br>(頻度)           | 点検の対象箇所  | 補修確認者<br>職氏名 |
|----------------------|--------------|------------------------|----------|--------------|
| □□機械                 | ○○ ○○        | 毎月2回<br>(毎月1日・<br>15日) | ベルト部分の囲い | ◎◎ ◎◎        |
| 天井クレーン               | ○○ ○○        | 毎年1回                   | —        | —            |
|                      |              |                        |          |              |
|                      |              |                        |          |              |
|                      |              |                        |          |              |

是正（改善）したことを証明する写真、領収書・免許証等の写し等の添付箇所

※ 貼り付ける写真等の大きさによっては、別紙を添付することとしても差し支えない。